



新型コロナウイルス感染症対策

子育て世帯・生活困窮者・事業者・医療従事者に向けた支援策などについてお知らせします。

市民の皆さまへ

市民の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、生活の維持に必要な場合を除く外出自粛にご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

今回お届けする広報やちよ号外では、市が実施する各種支援策などについてお知らせします。各支援策の詳細については、市ホームページでも詳しくお知らせしていますが、ご不明な点などは各担当部署へお問い合わせください。

市では、市民の皆さまの生活を支えるため職員一同取り組んでおります。今後、感染拡大の第2波も想定されることから、感染予防の継続など引き続き皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

八千代市長 服部友則

新型コロナウイルス感染症にかかわる支援策

お問い合わせは市役所☎483-1151(代表)が各記事に記載の問い合わせ先へ

個人向け支援

①子育て

(子ども福祉課)

臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、臨時特別給付金(一時金)を支給します。

▶支給額 対象児童1人につき1万円(6月中に支給)
▶対象児童 2年3月31日までに生まれた2年4月分の児童手当対象児童(3月に中学校を卒業した児童等を含む) ▶支給対象者 対象児童の児童手当受給者。特例給付受給者(児童手当の所得制限限度額以上の人)は支給されません ▶申請方法 一般支給対象者(公務員以外の人)は、申請不要です。希望しない場合や口座を解約してしまった場合などは届出書の提出が必要です。

公務員支給対象者は、お勤めの官公庁で証明を受け、申請書を9月30日(水)までに子ども福祉課、支所・連絡所に郵送または持参してください。

新型コロナウイルスから赤ちゃんを守れ! ベビーバリア助成金

新生児の新型コロナウイルス感染を防ぎ、母子の健康と健やかな育児の推進を図るため、新生児の保護者に対し、助成金を交付します。

▶助成額 新生児1人につき1万円 ▶対象 2年4月1日~3年3月31日に出生し、その出生の日が本市の住民基本台帳の登録日と同日である新生児の保護者 ▶申し込み 3年5月31日(月)必着で、申請書を子ども福祉課、支所・連絡所に郵送または持参してください。申請書は子ども福祉課、支所・連絡所^{ホームページ}で配布。市HPからもダウンロードできます

新型コロナを乗り越えよう! ひとり親家庭支援給付金

就業環境の変化による影響を受けやすい、ひとり親家庭のうち、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給します。

▶支給額 1世帯につき3万円 ▶支給対象 2年4月分児童扶養手当受給者(全部停止の人は支給されません)

申請は不要です。希望しない場合は申出書の提出が必要です。給付金は6月中に児童扶養手当振込口座へ支給します。

②生活困窮者

住居確保給付金

(市社会福祉協議会、福祉総合相談室)

離職・廃業、または休業等に伴う収入減少により離職や廃業に至っていないが同程度の状況で、住居を失うおそれが生じている人に対し、家賃相当額(上限あり・原則3か月)を支給します。

主な給付要件は、①離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し離職などと同程度の状況、②主たる生計維持者、③収入額や預金額が一定基準以下であることです。ほかにも複数の要件があります。詳しくは、くらしサポートチームふらっと(市社会福祉協議会)☎483-3021か、福祉総合相談室へ問い合わせてください。

生活福祉資金貸付制度

(市社会福祉協議会)

新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業となり、生活資金でお困りの人(世帯)に特別貸付を行っています。問い合わせは、八千代市社会福祉協議会☎483-3021へ。

①緊急小口資金 ▶対象者 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ▶貸付限度額 20万円以内(無利子)、②総合支援資金 ▶対象者 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ▶貸付限度額 複数世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内(無利子) ▶貸付期間 原則3か月

③税金などの納付が困難な人

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料

(国保年金課、長寿支援課)

2年2月~3年3月の間に納期限などが設定されている元年度分・2年度分の国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料について、次のいずれかの世帯に属する被保険者の保険料を、前年の合計所得金額に応じて減免します。

①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、②新型コロナウイルス感染症

次のページでもさまざまな支援策を紹介しています



の影響により主たる生計維持者の事業収入、給与収入などが前年比30%以上減少し、前年の所得が一定の基準以下の世帯

詳しくは、国民健康保険・後期高齢者医療保険については国保年金課、介護保険については長寿支援課へ。

地方税

(納税課)

新型コロナウイルスの影響により収入に相当の減少があった人は、1年間、徴収の猶予が受けられます(担保は不要です。延滞金もかかりません)。①②のいずれも満たす人が対象です。

①2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

2年2月1日～3年1月31日までに納期限が到来する固定資産税、個人住民税などほぼ全ての税目対象になります。2年6月30日(火)または納期限のどちらか遅い日までに、申請書と収入や現預金の状況がわかる資料の提出を。申請に必要な書類など、詳しくは市HPか納税課へお問い合わせください。

水道料金・下水道使用料

(給排水相談課)

新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金・下水道使用料の支払いが一時的に困難になった場合は、支払期限の延長や分割納付など、支払いの猶予の相談に応じます。料金の収納事務を委託している第一環境株式会社八千代営業所☎483-5403または市上下水道局給排水相談課☎483-6155へ相談を。

国民年金保険料

(国保年金課)

収入源となる業務や売上げが減少し、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた手続きにより、国民年金保険料免除申請(学生の方は学生納付特例申請)ができます。詳しくは国保年金課へ。

④個人へ向けたその他支援策

特別定額給付金

(総務課)

2年4月27日時点で本市に住民登録がある人に、5月27日(水)より、申請書を世帯主宛てに発送します(配達に数日を要します)。6月5日(金)までに申請書が届かない場合には、八千代市特別定額給付金コールセンターまでお問い合わせください。

オンラインによる申請は5月11日より受け付けを開始しています。オンラインによる申請には、申請前に準備が必要になりますので、八千代市特別定額給付金のホームページを確認のうえ申請してください。右のコードからも見られます。



問い合わせは、八千代市特別定額給付金コールセンター☎409-1505(直通)へ(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)。

国保・後期高齢者医療保険の加入者

(国保年金課)

■傷病手当金 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入し、給与の支払いを受けている人で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ労務に服することができなかった人が対象。支給には要件があります。詳しくは市HPか国保年金課へ。

■被保険者資格証明書の提示を 国民健康保険の被保険者資格証明書を交付されている人は、新型コロナウイルス感染症の疑いで帰国者・接触者外来を受診する場合、保険証を提示したときと同じ窓口負担割合(3割または2割)で受診できます。

事業者向け支援

⑤中小企業や医療従事者

中小企業者等に支援金を支給します

(商工観光課)

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受け、売上げが大きく減少している中小企業者等に対して支援金を支給します。申請書類は、商工観光課または八千代商工会議所で配布しています。申請に必要な書類など、詳しくは市HPか商工観光課へお問い合わせください。

▶対象者 市内の中小企業者、個人事業主 ▶要件 2年1月から7月のうち任意の1月の売上げが前年同月と比較して50%以上減少した市内の中小企業者等に対して、1事業者あたり10万円を支給します ▶受け付け 5月28日(木)から郵送での受け付けを開始します。準備が整い次第、オンラインでの受け付けも開始します。申請期限は、2年8月31日(月)まで

中小企業者向けその他支援

(商工観光課)

経済産業省では、企業への影響を緩和し、支援するための施策を行っています。支援策をまとめたパンフレットは、同省HPから。問い合わせは、中小企業金融相談窓口☎0570-783183(平日・休日ともに午前9時～午後7時)へ。

市では経営の安定に支障が生じている事業者を支援するため、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証に関する認定手続きを行っています。詳しくは市HPか、商工観光課へ。

医療従事者などへの支援

(健康づくり課)

市内医療機関と夜間・休日当番医療機関、八千代PCRセンターに対して、防護服セットを提供します。

次のいずれかの症状がある人はすぐに相談を

息苦しさ、強いだるさ、
高熱等の強い症状の
いずれかがある

重症化しやすい方※で発熱
や咳などの比較的軽い風邪
の症状がある

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患など持病がある人や、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人

左記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が
続いている(症状が4日以上
続く場合は必ず相談を)

いずれかにあてはまる場合はすぐ相談 ※妊娠している人も念のため早めに相談を

帰国者・接触者相談センター

習志野健康福祉センター(習志野保健所)
☎047-475-5154(平日9時から17時まで)
FAX047-475-5122 ※聴覚に障害がある方や電話での相談が難しい方は、ファックスをご利用ください。
平日17時以降、土日祝日は、
千葉県電話相談窓口(コールセンター)
☎0570-200-613(24時間対応)

または

市内医療機関

1. 感染が疑われる症状がある人は、市内の医療機関に電話で連絡をした上で受診してください。市内にかかりつけ医がない場合は、八千代市健康づくり課(☎047-483-4646)にご相談ください。
2. 医師がPCR検査を必要と判断した場合、医師が八千代PCRセンターの検査予約を行います。

紹介

帰国者・接触者外来

紹介先の医療機関でPCR検査を行う。

紹介

八千代PCRセンター

予約日時に車で向かい、車に乗ったまま、ドライブスルー方式でPCR検査を行う。

ドライブスルー方式による「八千代PCRセンター」開始

新型コロナウイルス感染症の早期診断と適切な治療につなげることを目的に、一般社団法人八千代市医師会が県の委託を受けて、自動車に乗ったままのドライブスルー方式で新型コロナウイルスの検査を受けられる「八千代PCRセンター」を設置しました。

5月21日から運用し、対象者は市内医療機関からの紹介者で個人からの申し込みは受けていません。医師によってPCR検査が必要と判断された人が、混乱なく安全に検査を受けられるよう、検査日や場所は非公開とされています。市は設置・運営に協力・連携しています。

ふるさと納税制度を活用し「ふるさとチョイス」と「さとふる」から新型コロナウイルス感染症対策への寄附金を受け付けています。(シティブロモーション課)